消費者を守る制度を活用しましょう!

訪問販売や買取、電話勧誘販売などによる契約の解除には
クーリング・オフ制度を利用しましょう。

クーリング・オフ制度とは、訪問販売や買取など消費者にとって不意打ちになるような取引について、いったん契約した場合でも、後で冷静になって契約をやめたいと思えば、無条件で契約解除できる制度です。契約解除ができることを示す書面を受け取った日から8日間（いわゆるマルチ商法、内職・モニター商法は20日間）以内なら解除ができます。

クーリング・オフの効果

◆支払った金額は全額返金されます。
◆商品等の引き取りにかかる費用は事業者の負担となります。
◆すでに工事が行われていても、事業者の負担で元に戻してもらえます。

クーリング・オフの方法

◆必ず書面で、契約を解除したい旨を書いて業者に通知します。
◆発信したことが証明できるように、はがきを「特定記録郵便」又は「簡易書留」で送ります。
◆証拠として、必ず両面のコピーをとっておき、「特定記録」や「簡易書留」の受領書と一緒に大切に保管しましょう。
◆クレジット契約している場合には、クレジット会社へも書面を送りましょう。
※内容証明郵便で出す方法もあります。

郵便はがき

○○市○○町○番地
○○株式会社
代表者様

契約解除通知書
契約年月日　平成○○年○月○日
書面受領日　平成○○年○月○日
商品名　○○○○○○○
契約金額　○○○○円
販売会社名　○○○○
担当者　○○氏
右記の日付の契約は解除します。
なお、すみやかに支払済の○○円を返金し、商品を引き取ってください。
平成○○年○月○日
住所　氏名

クーリング・オフができない取引

消費者自らが店舗に出かけて品物を購入した場合など不意打ち性のない取引、3千円に満たない現金での買い物、化粧品・健康食品など消耗品の消費した部分、自動車・自動車リース、葬儀サービスなどはクーリング・オフ制度が適用されません。

あきらめないで!

事業者のうそや脅しによってクーリング・オフを妨害された場合は、期間が過ぎていても、その妨害が解消されるまではクーリング・オフができます。あきらめないで相談してください。

過量販売（訪問販売に限る）

訪問販売で、通常では到底必要とは考えられない過剰な量の商品の購入等をさせられた場合、契約後1年間は契約の解除ができます。
困ったときはご相談ください。

万一に備えて安心の生活を 成年後見制度

成年後見制度とは、判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援する制度です。この制度を利用することで、消費者トラブルを防ぐことができる場合があります。詳しくは市町村の地域包括支援センターにお問い合わせください。

困ったときには、県や最寄りの市町村の消費生活相談窓口へ、相談してください。
専門の相談員がお話を伺います。